

○ 大阪市物品等又は特定役務の 調達手続の特例に関する規則

制 定 平成 7年12月28日 規則第117号
最近改正 平成28年10月18日 規則第151号

大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則を公布する。

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の取扱いに関し、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、特例政令の例による。

2 この規則において「契約担当者」とは、大阪市契約規則第3条の規定により契約の締結を委任された者をいう。

第 3 条 削除

(入札参加者の資格に関する公示)

第 4 条 特例政令第4条の規定による公示は、大阪市公報により行うものとする。

2 特例政令第4条の規定による公示においては、一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)のほか、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の種類
- (2) 入札参加資格の審査の申請の方法
- (3) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (4) 入札参加資格に関する文書を入手する方法

(一般競争入札の公告)

第 5 条 特例政令第6条の規定による公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも24日前に行う旨を定めた場合にあっては、当該契約に係る一般競争入札については、24日前)に、大阪市公報により行うものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

(指名競争入札の公示等)

第 6 条 特例政令第7条の規定による公示は、前条の規定の例により行うものとする。

2 契約担当者は、入札参加資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

- 3 特例政令第7条の規定による公示は、同条に規定する事項のほか、前項の規定による基準に基づく指名競争入札において指名されるために必要な要件(第8条第4項において「指名されるために必要な要件」という。)についても行うものとする。
- 4 特定調達契約に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の12第2項の規定による通知は、前条(大阪市公報によるとする部分は除く。)の規定の例により行うものとする。

(入札について公告又は公示をする事項)

第7条 特例政令第6条の規定による公告又は特例政令第7条の規定による公示においては、特例政令第6条又は前条第3項の規定により公告又は公示をするものとされている事項のほか、当該公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手続において使用する言語を明らかにするとともに、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称

(公告又は公示に係る入札に参加しようとする者の取扱い)

- 第8条 市長は、特例政令第6条の規定による公告又は特例政令第7条の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る入札に参加しようとする者から入札参加資格の審査の申請があったときは、速やかに、その者が入札参加資格を有するかどうかについて審査を開始するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査を行ったときは、当該審査の結果を同項の規定による申請を行った者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を有すると認められない旨の通知を受けた者から請求があったときは、入札参加資格を有すると認められない理由を書面により通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。
- 4 契約担当者は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の規定による審査の結果入札参加資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、大阪市契約規則第16条に規定する事項を通知しなければならない。
- 5 契約担当者は、第1項の規定による申請を行った者から入札書が同項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争入札の場合にあっては入札参加資格を有すると認められることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便等による入札)

第9条 契約担当者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の記載事項)

第 10 条 特例政令第 8 条の入札を行うため必要な事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特例政令第 6 条又は第 7 条の規定により公告又は公示をするものとされている事項
(特例政令第 6 条第 5 号に掲げる事項を除く。)
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 大阪市契約規則第 31 条の 2 第 1 項に規定する電子入札システムを使用する場合における入札の手続に関する事項
- (7) その他必要な事項

(落札者の決定に関する通知等)

第 11 条 契約担当者は、特定調達契約につき入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかつた入札者から請求があったときは、速やかに、落札者が決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかつた理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(落札者の公示)

第 12 条 特例政令第 12 条の規定による公示は、契約担当者が特定調達契約につき入札により落札者を決定した日又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して 72 日以内に、大阪市公報により行うものとする。

- 2 特例政令第 12 条の規定による公示においては、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - (6) 契約の相手方を決定した手続
 - (7) 入札によることとした場合には、特例政令第 6 条の規定による公告又は特例政令第 7 条の規定による公示を行った日
 - (8) 随意契約によることとした場合には、その理由
 - (9) その他必要な事項

(記録の作成及び保管)

第 13 条 契約担当者は、特定調達契約につき入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等必要な記録を作成し、保管するものとする。

(契約管財局長又は環境局長が入札に関する事務を行う契約)

第 14 条 大阪市契約規則第 3 条の 2 第 3 項の規定により入札に関する事務（同条第 1 項に規定する入札に関する事務をいう。以下同じ。）が契約管財局長に委任されている契約に関するこの規則の規定の適用については、この規則中「契約担当者」とあるのは「契

約管財局長」とする。

- 2 大阪市契約規則第3条の2第4項の規定により入札に関する事務が環境局長に委任されている契約に関するこの規則の規定の適用については、この規則中「契約担当者」とあるのは「環境局長」とする。

(施行の細目)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、契約管財局長が定める。

附 則

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日規則第44号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日規則第4号)抄

- 1 この規則は、平成16年2月1日から施行する。ただし、第8条第4項の改正規定及び次項の規定は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第108号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月21日規則第183号)

この規則は、平成19年10月9日から施行する。

附 則(平成19年12月27日規則第210号)

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。
2 この規則による改正後の大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則第3条の規定は、平成20年6月1日以後に執行される入札について適用し、同日前に執行される入札については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月18日規則第165号)抄

- 1 この規則は、平成22年1月4日から施行する。
2 この規則による改正後の大阪市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の規定は、平成22年6月1日以後に執行される入札について適用し、同日前に執行される入札については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月26日規則第35号)抄

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第38号)抄

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大都市物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあっては平成 23 年 6 月 1 日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日規則第 219 号)

この規則は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 1 日規則第 128 号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 18 日規則第 151 号)

この規則は、公布の日から施行する。